

小金井市情報公開条例及び
小金井市個人情報保護条例の
運 用 状 況
令 和 元 年 度

令 和 2 年 9 月

総務部総務課情報公開係

I 情報公開条例の運用状況

情報公開条例は、何人にも市政情報に関する知る権利を保障するとともに、情報公開を総合的に進める上で必要な事項を定めることにより、市が市政に関し市民に説明する責務を全うし、市民の参加と監視のもとに公正で透明な市政を推進し、市民と市政との信頼関係を深め、もって開かれた市政を実現することを目的としています。

令和元年度の公開請求は、80件で、前年度に比べると31件の増でした。

1 情報公開請求件数

(1) 実施機関別件数 合計 113件

実施機関	件数	実施機関	件数
市長	90	農業委員会	0
教育委員会	20	固定資産評価 審査委員会	0
選挙管理委員会	0	議会	0
監査委員	1	土地開発公社	2

(2) 主管課別件数 ※ 1件の請求が複数の主管課になる場合があります。

主管課	決定件数	主管課	決定件数
企画政策課	3	保育課	2
財政課	1	児童青少年課	2
広報秘書課	2	都市計画課	12
情報システム課	1	まちづくり推進課	3
総務課	1	道路管理課	11
地域安全課	3	建築営繕課	2
職員課	2	交通対策課	3
管財課	10	区画整理課	3
市民課	1	庶務課	1
資産税課	1	学務課	3
環境政策課	8	指導室	6
ごみ対策課	8	生涯学習課	6
下水道課	3	図書館	2
地域福祉課	4	公民館	2
自立生活支援課	1	監査委員	1
介護福祉課	1	土地開発公社	2
健康課	2		

2 請求に対する決定内容

実施機関	公開	一部公開	非公開	(うち不存在)	決定期間延長中	存否応答拒否	合計
市長	32	45	13	(10)	0	0	90
教育委員会	2	13	5	(2)	0	0	20
選挙管理委員会	0	0	0	0	0	0	0
監査委員	0	1	0	0	0	0	1
農業委員会	0	0	0	0	0	0	0
固定資産評価 審査委員会	0	0	0	0	0	0	0
議会	0	0	0	0	0	0	0
土地開発公社	0	2	0	0	0	0	2
合計	34	61	18	(12)	0	0	113

※ 請求書1枚で複数の市政情報の請求ができるため、請求先が複数となり、また、1件の請求に対して複数の決定が行われる場合があります。

3 非公開（一部公開を含む。）情報の適用除外事項別内訳 (情報公開条例第5条各号該当)

適用除外事項	件数
法令秘情報	4
個人情報	27
法人等情報	37
国等関係情報	2
狭義の市政運営情報	4
公共の安全及び秩序維持情報	2
不存在（請求対象情報不存在）	25

※ 1件の非公開（一部公開）決定に複数の適用除外事項が該当する場合があります。

情報公開制度では、実施機関が保有している市政情報は公開が原則となりますが、条例第5条の各号において、原則公開の例外として公開しないことができる範囲（適用除外事項）を定めています。

(1) 法令秘情報

法令等の規定で明らかに公開することができないと認められる情報

(2) 個人情報

個人に関する情報で一般に他人に知られたくないと望むことが正当であると明らかに認められる情報

(3) 法人等情報

法人等の事業活動等を著しく害すると認められる情報

(4) 市政運営情報

ア 国等関係情報

国等との間における当該事務事業の適正な執行に著しい支障があると明らかに認められる情報

イ 狭義の市政運営情報

事務事業の公正かつ適正な執行に著しい支障が明らかに認められる情報

(5) 公共の安全及び秩序維持情報

人の生命、財産等の保護や公共の安全と秩序の維持に著しい支障が生ずることが明らかな情報

4 請求者区分別請求件数

区 分	件 数	請求者数
市内に住所を有する個人	36件	15人
市内に事務所又は事業所を有する法人その他の団体	2件	2人
市外に住所を有する個人	17件	13人
市外に事務所又は事業所を有する法人その他の団体	25件	23人
合 計	80件	53人

5 審査請求の状況

市政情報の公開請求に対する決定に対して不服がある場合は、不服申立て（審査請求）をすることができます。令和元年度の審査請求は2件ありました。

6 公開請求の内容及び処理状況

公開請求の内容及び処理状況は、4ページ以下のとおりです。

7 情報提供の状況

情報提供は多種多様であり、市の財政状況や人口に関する統計、附属機関の会議録などを情報公開コーナーに備え付け、情報提供に努めました。

情報公開請求の内容及び処理状況（令和元年度）

No.	請求年月日	請求の内容	対象情報の件名	決定内容	主管課	備考
1	H31.4.1	小金井市一般廃棄物処理基本計画策定支援委託に関するプロポーザルの審査書類（評点表等）一式	小金井市一般廃棄物処理基本計画策定支援委託プロポーザル評点票（1次審査用）、小金井市一般廃棄物処理基本計画策定支援委託プロポーザル評点票（2次審査用）及び小金井市一般廃棄物処理基本計画策定支援委託プロポーザル2次審査結果	公開	ごみ対策課	
2	H31.4.4	生活保護実施要領・局1-4-（1）の夜間大学生について「その者の（中略）稼働能力を有する場合には十分それを活用していると認められること」の「十分それを活用している」か否かを判断する金額・労働時間等基準。 市の策定したもの、厚生労働大臣及び東京都知事が策定して市が保存しているものを含む。	生活保護実施要領・局1-4-（1）の夜間大学生について「その者の稼働能力を有する場合には十分それを活用していると認められること」の「十分それを活用している」か否かを判断する金額・労働時間等基準。及びそれについて厚生労働大臣及び東京都知事が策定したもので保存しているもの。	非公開	地域福祉課	不存在
3	H31.4.12	現業員による生活保護実施要領局1-5-(1)～(3)世帯分離の事務処理手順等（名称を問わず。世帯保護手帳、同別冊問答集、東京都のいわゆる青本を除く）。庁内の会議・研修・執務等で査察指導員等が現業員に上記世帯分離の手続き遂行のための指導のために作成したもの。被保護世帯の子の大学等合格から世帯分離までに現業員が行う事務手順を示したもの。	現業員による生活保護実施要領局1-5-(1)～(3)世帯分離の事務処理手順等（名称を問わず。世帯保護手帳、同別冊問答集、東京都のいわゆる青本を除く）。庁内の会議・研修・執務等で査察指導員等が現業員に上記世帯分離の手続き遂行のための指導のために作成したもの。被保護世帯の子の大学等合格から世帯分離までに現業員が行う事務手順を示したもの。	非公開	地域福祉課	不存在
4	H31.4.12	都市計画道路の変更 平成6年5月11日東京都告示第601号のうち、3.4.111についての変更資料（図面を含む）一式。	平成6年5月11日東京都告示第601号による都市計画道路の変更のうち、小金井都市計画道路3.4.111号線に関する縦覧図書一式	公開	都市計画課	
5	H31.4.12	市長が平成31年3月11日に、都庁に都市計画道路3.4.111号線について申し入れを行った際、手渡した要望書以外に、口頭で伝えた事項など面談の内容がわかるもの。	平成31年3月11日に、西岡市長が東京都へ小金井都市計画道路3・4・111号線に関する要望についての書面を提出した際、書面に記載された内容以外で、東京都へ口頭で伝えた事項などが分かるもの	公開	都市計画課	
6	H31.4.15	仮ナンバーの申請書の実績を8台さかのぼる申請者：(株)〇〇 代表取締役：〇〇 〇〇	直近7件分の臨時運行許可証の写し	公開	市民課	
7	H31.4.17	図書館が警察など（捜査関係機関・個人）から調査及び捜査関係事項照会及び類似の照会に基づいて開示、提供した図書館利用者の貸し出し記録の文書等 （個人情報を除く過去5年間の記録）	捜査関係事項照会書の回答について	一部公開	図書館	2号個人情報 5号公共安全 秩序維持情報
8	H31.4.18	東小金井北口土地区画整理事業 仮換地指定状況図（2、5、9、11、14-1街区）	東小金井北口土地区画整理事業 仮換地指定状況図（2、5、9、11、14-1街区）	公開	区画整理課	
9	H31.4.25	小金井市内全域 生産緑地 指定地番及び指定年月日（告示日）の一覧	小金井市内全域 生産緑地 指定地番及び指定年月日（告示日）の一覧	一部公開	環境政策課	2号個人情報
10	H31.4.25	市長が3月18日、都市計画課職員が都庁に出向き、3.4.111号線意見交換会の要望書に対する回答を聴いた内容がわかるもの	協議等報告者（意見交換会に係る要望書の回答について）	公開	都市計画課	
11	H31.4.26	今年1月に体育協会に小金井市教育委員会が要望した15項目に対する回答書の起案（收受起案）	平成31年1月に体育協会に小金井市教育委員会が要望した15項目に対する回答書の起案（收受起案）	非公開	生涯学習課	不存在
12	H31.4.26	小金井市貫井南町4-252-5（地番）の土地境界確定による図面及び書類	小金井市貫井南町4-252-5（地番）の土地境界確定による図面及び書類	一部公開	管財課	2号個人情報 3号法人情報
13	R1.5.7	2017年4月1日～2019年4月30日を起案日とする生活保護実施要領局1-5-(1)～(3)に基づく世帯分離決定の決裁何が記載されたケース記録	2017年4月1日～2019年4月30日を起案日とする生活保護実施要領局1-5-(1)～(3)に基づく世帯分離決定の決裁何が記載されたケース記録	一部公開	地域福祉課	2号個人情報
14	R1.5.7	図書館の利用者情報について警察が捜査関係事項照会などによって、図書館に情報提供を求めた当警察の前記文書などの記録の全て、過去5年分（個人情報を除く）	捜査関係事項照会書	非公開	図書館	5号公共の安全及び秩序維持情報

15	R1.5.10	2018年度に開札が行われた下記案件の単価が記載された工事費積算内訳書。 ①小金井市立小金井第二中学校トイレ改修工事 ②小金井市緑児童館改修工事 ③小金井市立図書館本館階段室内壁等改修工事	下記案件の工事設計内訳書 ①小金井市立小金井第二中学校トイレ改修工事 ②小金井市緑児童館改修工事 ③小金井市立図書館本館階段室内壁等改修工事	公開	建築営繕課	
16	R1.5.10	損害保険証券の写し（保険料10万円以上のもののみ、現在有効な契約のみ、全国市町村会の契約は除く）	・普通傷害保険証券（消防団員）及び明細書 ・約定履行費用保険証券（小金井市子どもを見守る家事業）及び特記事項明細書	一部公開	地域安全課	2号個人情報 3号法人情報
			・賠償責任保険証券 ・自動車損害共済委託申込承認証 ・建物総合損害共済委託申込承認証	一部公開	管財課	3号法人情報
			施設所有管理者賠償責任保険証券の写し	公開	環境政策課	
			保険料10万円以上の損害保険証券の写し（下水道賠償責任保険加入証）	一部公開	下水道課	3号法人情報
			現在有効な保険料10万円以上の損害保険証券の写し（保健衛生事業従事者傷害保険証券の写し）	一部公開	健康課	3号法人情報
			「児童館」にかかる保険証券の写し 「学童保育」にかかる保険証券の写し	一部公開	児童青少年課	3号法人情報
			道路賠償責任保険被保険者証	一部公開	道路管理課	3号法人情報
			団体総合補償制度費用保健証券（部活指導員）平成30年度	一部公開	指導室	3号法人情報
			小金井市が契約している損害保険証券の写し	一部公開	生涯学習課	3号法人情報 （放課後子ども教室の証券は未着）
		公民館総合補償制度加入証書2019年度	一部公開	公民館	3号法人情報	
17	R1.5.13	第二庁舎（賃借庁舎）の賃料改定に関する全ての市政情報（交渉記録、鑑定評価書、起案書、庁内の会議記録、相手方からの文書、相手方に発した文書、議会に提出した文書等の全て）。今回と前回の改定のもの。	第二庁舎（賃借庁舎）の賃料改定に関する全ての市政情報	非公開	管財課	第4号ウ市政情報
18	R1.5.21	庁舎建設等のCMと市との会議録	庁舎建設等のCMと市との会議録	公開	企画政策課	
19	R1.5.21	小金井市役所第二庁舎の賃貸借契約について相手方から市に提出された契約更改の文書	小金井市役所第二庁舎の賃貸借契約について相手方から市に提出された契約更新の文書	非公開	管財課	第4号ウ市政情報
20	R1.5.21	都市計画マスタープラン策定委員会第3回以降の配布資料（例えば、第2回・第3回で重複しているものは除く）	都市計画マスタープラン策定委員会第2回～第8回配布資料	公開	都市計画課	
21	R1.5.23	H30年秋頃に提出した事務監査請求資料一式	H30年秋頃に提出した事務監査請求資料一式	一部公開	監査委員事務局	2号個人情報
22	R1.5.28	体協法人化記念婦人子供スポーツ大会の小金井市教育委員会後援申請にかかる全ての文書（受理起案等）平成28年度～平成30年度のもの	「体育協会法人化記念婦人子供スポーツ大会」の小金井市教育委員会後援申請に係る全ての文書（受理起案等）平成28年度から平成30年度までのもの	一部公開	生涯学習課	2号個人情報
23	R1.6.5	小金井市環境基本計画及び小金井市緑の基本計画策定支援委託プロポーザル評点票集計表（第二審査用）	小金井市環境基本計画及び小金井市緑の基本計画策定支援委託プロポーザル評点票集計表（第二次審査用）	公開	環境政策課	
24	R1.6.6	平成11年4月から平成27年12月までの期間で市報こがねいに掲載された「一陽来復」「続・一陽来復」及び1月1日号の新年の挨拶、並びに各就任時の挨拶文等の執筆したもの	平成11年4月から平成27年1月までの期間に発行した市報こがねいに掲載した、市長執筆したものが掲載されている紙面の電子データ	公開	広報秘書課	
25	R1.6.13	武蔵小金井駅南口地区地区計画 平成元年10月11日 小金井市告示第86号 計画図も含む	武蔵小金井駅南口地区地区計画（平成元年10月11日 小金井市告示第86号）の都市計画決定に関する縦覧図書一式	公開	都市計画課	
26	R1.6.14	小金井市地球温暖化対策地域推進計画策定支援委託におけるプロポーザル評点票（第二次審査用）	(1)プレゼンテーション採点結果集計表 (2)プロポーザル評点票（第二次審査用）	公開	環境政策課	
27	R1.6.17	小金井市地球温暖化対策地域推進計画策定支援委託のプロポーザル審査に関する書類（点数票、評点票、公開可能な提案書類等）	(1)プレゼンテーション採点結果集計表 (2)プロポーザル評点票（第二次審査用）	公開	環境政策課	

28	R1.6.19	地球温暖化対策地域推進計画策定支援委託プロポーザルの非選定理由について	(1)プレゼンテーション採点結果集計表 (2)プロポーザル評点票(第二次審査用)	公開	環境政策課	
29	R1.6.20	小金井市の地番が載った図面(公図、地籍図、地番参考(現況)図等、図面種類・精度は問わない)で、2018年中の登記異動修正済のもの。	平成31年1月1日現在の、小金井市内の地番及び筆界等の現況図	公開	資産税課	
30	R1.6.28	平成28年4月1日から平成29年3月31日までの子ども家庭部部長または保育課長が作成した理事者協議に上げた保育園民間委託資料または保育園民営化資料一式、また保育計画資料一式、またそれらに関連する資料一式	小金井市公立保育園運営協議会資料135(職員団体協議資料)「今後の保育サービスに関する基本方針(案)」	公開	保育課	
31	R1.7.9	都市計画道路のあり方に関する方針検証結果に関するもの	都市計画道路の在り方に関する基本方針(案)検証結果に関するもの	公開	都市計画課	
32	R1.7.9	現市長就任後の都市計画道路問題に関する都と市の往復文書、起案書全て(今般の都市計画道路基本方針(案)に関する都からの意見照会とそれに対する市の意見、起案書を含む)	現市長就任後の都市計画道路問題に関する都と市の往復文書全て(今般の都市計画道路基本方針(案)に関する都からの意見照会とそれに対する市の意見、起案書を含む)	一部公開	都市計画課	4号市政情報ア
33	R1.7.12	小金井市土地開発公社評議員から令和元年7月11日の評議員会終了後に回収した資料一式	小金井市土地開発公社評議員から令和元年7月11日の評議員会終了後に回収した資料一式	一部公開	土地開発公社	2号個人情報 4号市政情報アウ
34	R1.7.16	小金井市内の小学校及び中学校からのいじめに関する報告書、全部(過去10年分)	児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査まとめ	公開	指導室	
35	R1.7.26	小金井市総合体育館大規模改修工事(第1期)の役所単価が記載されている工事費積算内訳書	下記案件の工事設計内訳書 (1)小金井市総合体育館大規模改修工事(第1期)	公開	建築営繕課	
36	R1.8.15	平成27年度から平成31年度までの市民体育祭の委託事業費の積算根拠のわかる起案書および関係書類のすべて(市長が積算したと認めているものを含む)	平成27年度から平成31年度までの市民体育祭の委託事業費の積算根拠のわかる起案書および関係書類のすべて(市長が積算したと認めているものを含む)	一部公開	財政課	3号法人情報
37	R1.8.23	令和元年9月21日小金井市市民会館開催のイベント、「公正な社会を考えよう 国連勧告と琉球・沖縄の人々の権利とは」に関する小金井市教育委員会への後援申請書および、小金井市教育委員会の後援名義使用承認書	～公正な社会を考えよう～「国連勧告と琉球・沖縄の人々の権利とは」に関する後援承認申請書及び後援承認書の写し	一部公開	生涯学習課	2号個人情報
38	R1.8.27	・小金井市宅地開発等指導要綱に係る(仮称)小金井鈴木マンション新築工事(平成2年6月13日同意)竣工調書 ・公共施設の管理者に関する図面(上記に関する)	・小金井市宅地開発等指導要綱に係る(仮称)小金井鈴木マンション新築工事(平成2年6月13日同意)竣工調書 ・上記に関する公共施設の管理者に関する図面	一部公開	まちづくり推進課	2号個人情報
39	R1.8.28	①学務課職員による公共料金の自腹支払事件に関する全ての市政情報 ②PC等回収事業に関する全ての市政情報 ③PC等回収協定に関する全ての市政情報 ④第二庁舎賃料改定交渉に関する全ての市政情報	第二庁舎賃料改定交渉に関する全ての市政情報	非公開	管財課	不存在
			・事業者との小型家電の宅配回収に関する連携について(平成31年4月24日理事者協議資料) ・小金井市と事業者との連携及び協力に関する協定書の締結について(令和元年5月14日起案)	一部公開	ごみ対策課	3号法人情報
			PC等回収事業に関する全ての市政情報	一部公開	自立生活支援課	2号個人情報
			学務課職員による公共料金の自腹支払い事件に関する全ての市政情報	一部公開	学務課	4号市政情報イ
40	R1.9.6	道路調査委託(案件番号2018-00166)の市政情報 ・業務計画書 ・打合せ記録簿 ・道路調査委託報告書 ・報告書(概要版) ・測定レーダーデータ及びポジショニングデータ等 ・予定価格及び予定価格の積算根拠(委託設計書) ・最終支払額(工種内訳・数量の記載あるもの) ・着手及び完了時提出資料(着手届等) ・報告異常個所の対応状況	道路調査委託(案件番号2018-00166)の市政情報 ・業務計画書 ・打合せ記録簿 ・道路調査委託報告書 ・報告書(概要版) ・測定レーダーデータ及びポジショニングデータ等の記録媒体 ・予定価格及び予定価格の算出根拠(委託設計書) ・最終支払額(工種内訳・数量が記載されたもの) ・着手及び完了時提出資料(着手届等) ・報告異常個所の対応状況	一部公開	道路管理課	1号法令秘情報、2号個人情報、打合せ記録簿・報告書(概要版)・最終支払額は不存在
41	R1.9.6	埋蔵文化財発掘の届出について ・小金井市教育委員会生涯学習課収受第174号 ・小金井市教育委員会生涯学習課収受第450号	・小金井市教育委員会生涯学習課収受第174号「埋蔵文化財発掘の届出について」 ・小金井市教育委員会生涯学習課収受第450号「埋蔵文化財発掘の届出について」	一部公開	生涯学習課	1号法令秘情報、3号法人情報

42	R1.9.12	下水道法に基づく届出のある特定施設一覧リスト	下水道法に基づく特定事業場一覧	公開	環境政策課	
43	R1.9.12	確保条例に基づき作成された工場及び指定作業書の一覧リスト	環境確保条例に基づき作成された工場及び指定作業場の一覧リスト	公開	下水道課	
44	R1.9.25	①令和元年8月及び9月分の学務課の正規職員のタイムカード ②令和元年9月24日の市議会全員協議会の会議中に市長部局側が学校教育部長に手渡したメモ	令和元年9月24日の市議会全員協議会の会議中に市長部局側が学校教育部長に手渡したメモ	非公開	職員課	不存在
			①令和元年8月及び9月分の学務課の正規職員のタイムカード ②令和元年9月24日の市議会全員協議会の会議中に市長部局側が学校教育部長に手渡したメモ	一部公開	学務課	2号個人情報 (メモは不存在)
45	R1.10.10	平成29～31年度の住民基本台帳法施行令の一部改正等に伴う旧氏記載に係るシステム改修経費	住民基本台帳法施行令の一部改正等に伴う旧氏記載に係るシステム改修経費	公開	情報システム課	
46	R1.10.15	・平成30、令和元年度に契約した、道路賠償責任保険の保険期間・補償額・補償内容・保険料が記載された証券・明細書の写し。 ・平成25年から平成30年の過去6年間の年度ごとの事故件数・支払保険金額の実績がわかる文書の写し	道路賠償責任保険被保険者証 道路賠償責任保険加入申込書 支出伝票(平成25年度～平成30年度)	一部公開	道路管理課	2号個人情報 3号法人情報
47	R1.10.16	令和元年10月8日付東京新聞に掲載された事業ごみへの消費税課税・非課税問題について ①消費税3%→5%の際及び5%→8%の際、8%→10%の際の対応状況の分かる市政情報全て ②消費税を課税していることを証明する市政情報全て	令和元年10月8日付東京新聞に掲載された事業ごみへの消費税課税・非課税問題について ①消費税3%→5%の際及び5%→8%の際、8%→10%の際の対応状況の分かる市政情報全て。 ②消費税を課税していることを証明する市政情報全て。	非公開	ごみ対策課	不存在
48	R1.10.17	保険証券と明細(自賠、共済、あいおい契約、市町村組合は除く)(5万円以上の契約のもの)、2019年度のみ	約定履行費用保険証券(小金井市子どもを守る家事業)及び特記事項明細書	一部公開	地域安全課	2号個人情報 3号法人情報
			施設所有管理者賠償責任保険証券の写し	一部公開	環境政策課	3号法人情報
			小金井市が契約している損害保険証券の写し(2019年度分)	一部公開	下水道課	3号法人情報
			現在有効な保険料10万円以上の損害保険証券の写し(保健衛生事業従事者傷害保険証券の写し)	一部公開	健康課	3号法人情報
			「児童館」にかかる保険証券の写し 「学童保育」にかかる保険証券の写し	一部公開	児童青少年課	3号法人情報
			道路賠償責任保険被保険者証	一部公開	道路管理課	3号法人情報
			・団体総合補償制度費用保険証券及び災害補償規程兼給付表(部活指導員) ・団体総合補償制度費用保険証券及び災害補償規程兼給付表(水泳授業介助員・水泳夏季介助員)	一部公開	指導室	3号法人情報
			小金井市が契約している損害保険証券の写し(2019年度分)	一部公開	生涯学習課	3号法人情報
公民館総合補償制度加入証書 平成31年度	一部公開	公民館	3号法人情報			
49	R1.10.25	いじめ報告書、小金井市内の全ての小学校・中学校の、過去10年分の、学校毎のもの	児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸問題に関する調査の調査票(平成23年度から平成30年度)	非公開	指導室	1号法令秘情報
50	R1.11.1	小金井市情報公開・個人情報保護審議会の公募市民の応募者全員が提出した小論文	小金井市情報公開・個人情報保護審議会の公募市民の応募者全員が提出した小論文	非公開	総務課	不存在
51	R1.11.5	東京都「道の相談室」からの小金井市貫井南町〇-〇-〇に設置している街路灯の件に関するFAX分(平成27年3月1日から4月末日までのもの)	平成27年3月及び4月に、東京都「道の相談室」からファックスにて送付された、小金井市貫井南町〇-〇-〇に設置している街路灯に関する文書	非公開	道路管理課	不存在
52	R1.11.8	小金井市東町1丁目6番の通称「富士見坂」の通行止めに関する市長と東町1丁目住民の間の約束事に関する文書	市道437号線に接続する部分(以下「該当箇所」という。)整備に関するならびが丘自治会と小金井市との覚書	一部公開	道路管理課	2号個人情報 3号法人情報
53	R1.11.8	平成29～31年度の3年間の保育課の腸内細菌検査とノロウイルス検査の全参加業者の見積単価	平成29～31年度の3年間の保育課の腸内細菌検査とノロウイルス検査の全参加業者の見積単価	一部公開	管財課	3号法人情報
54	R1.11.12	平成29～31年度の3年間の学務課の腸内細菌検査とノロウイルス検査の全参加業者の見積単価	平成30年度、31年度の学務課の腸内細菌検査とノロウイルス検査とノロウイルス検査の全参加業者の見積単価	一部公開	管財課	3号法人情報
			平成29年度の学務課の腸内細菌検査の全参加業者の見積単価	一部公開	庶務課	3号法人情報

55	R1.11.15	都市計画法第32条の同意協議書により作成した「公共施設管理者との同意協議書」中の「公共施設の管理者等に関する図面」 平成30年11月1日～令和元年10月31日に申請があったもの	都市計画法第32条の同意協議書により作成した「公共施設管理者との同意協議書」中の「公共施設の管理者等に関する図面」 平成30年11月1日～令和元年10月31日に申請があったもの	一部公開	まちづくり推進課	2号個人情報 3号法人情報
56	R1.11.15	小都道発第330号において、廃棄済と通知された文書の廃棄を決定する関連文書のすべて（起案書及び廃棄文書一覧を含む）	令和元年11月14日付け小都道発第330号「小金井市市政情報非公開決定通知書」において廃棄済みであるとされた文書につき、廃棄を決定する関連文書のすべて	非公開	道路管理課	不存在
57	R1.11.18	①市長の11月16日、17日における公務一覧 ②上記同日における重複公務一覧 ③上記同日、重複公務発生時におけるその選択理由	①市長の11月16日、17日における公務一覧 ②上記同日における重複公務一覧 ③上記同日、重複公務発生時におけるその選択理由	一部公開	広報秘書課	2号個人情報 3号法人情報 (重複公務発生時の選択理由は不存在)
58	R1.11.20	・平成30年4月1日からの5回分の委託業者とのやりとりされた手紙の内容 ・街路灯に関して設置を電話でやりとりされた記録（平成30年4月1日からの5回分）	・平成30年4月1日からの5回分の委託業者とのやりとりされた手紙の内容 作業依頼票 街路灯管理個票 街路灯維持管理報告 ・街路灯に関して設置を電話でやりとりされた記録（平成30年4月1日からの5回分） 工事予定日のお知らせ 共架設備改修開始のお願い	一部公開	交通対策課	2号個人情報 3号法人情報
59	R1.11.27	小金井市の小中学校の過去7年間の学校ごとのいじめ件数。学校名は記載不要	児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸問題に関する調査の調査票（平成23年度から平成30年度）	非公開	指導室	1号法令情報
			小金井市の小中学校の過去7年間の学校ごとのいじめ件数（学校名の記載なし）	非公開	指導室	不存在
60	R1.11.29	第8期小金井市市民参加推進会議委員の市民枠応募の選考に応募した6人の、各人の得点及び性別、年齢	第8期小金井市市民参加推進会議公募委員（市民枠）の応募者の選考における得点、性別及び年代	一部公開	企画政策課	2号個人情報 (落選者は不存在)
61	R1.12.5	市民参加推進会議の委員12名のうち、学識経験者枠2名が小金井市に居住しているかについて	第7期市民参加推進会議委員の承諾書に記載の住所	非公開	企画政策課	2号個人情報
62	R1.12.19	令和元年度市立小・中学校児童生徒尿検査委託の件 ・実施計画表1次、2次、3次、4次、予定表を含む ・過去10年間の業者名	小金井市学校教育課の児童結核健診等委託（単価契約）における平成22年度～31年度（令和元年）の10年間の業者名及び令和元年度の尿検査の日程	公開	管財課	
63	R1.12.24	小金井市緑町5丁目502-20番地周辺都市計画道路3.4.12号線、1項4号の指定図面及び関係資料	小金井市緑町五丁目2502番20の敷地周辺における、小金井市計画道路3・4・12号線の建築基準法第42条第1項第4号に規定する道路の指定に関する図面	一部公開	都市計画課	2号個人情報
64	R1.12.27	①市内業者、にこにこ、にこにこファクトリー、にこにこキッチン、にこにこサービス、(株)にこにこと令和元年又は平成30年に交わした契約書の写し ②障害者団体等公園・砂場清掃委託（5工区）受託者にこにこ、にこにこファクトリー社、契約金額120,960円、環境政策課が発注の令和元年契約の契約書の写し	市内業者、にこにこ、にこにこファクトリー、にこにこキッチン、にこにこサービス、(株)にこにこ、と令和元年に締結した契約書の写し 障害者団体等公園・砂場清掃委託（5工区）受託者 にこにこ にこにこファクトリー社 契約金額 120,960円 環境政策課が発注の令和元年度の契約について契約書の写し	一部公開	管財課	3号法人情報、平成30年度は不存在
65	R2.1.8	市で加入している消防団員の傷害保険の証券（保険料30万円超のもの）	・普通傷害保険証券（消防団員）及び明細書	一部公開	地域安全課	2号個人情報 3号法人情報
66	R2.1.9	都市計画道路3.4.1及び3.4.11についての市民アンケートの配布物（案）。年末に各会派に提示したもの一式。 また当該案をとりまとめる事に関する全ての市政情報（起案書や会議記録を含めたすべて）	都市計画道路3・4・1及び3・4・11についての市民アンケートの配布物（案）。年末に各会派に提示したもの一式。 また当該案をとりまとめる事に関する全ての市政情報（起案書や会議記録を含めた全て）	一部公開	都市計画課	案をとりまとめる事に関する全ての市政情報は不存在
67	R2.1.31	小金井市東町1丁目2番先の足場設置のための道路占有許可申請書	小金井市東町1丁目2番先の足場設置のための道路占有許可申請書	一部公開	道路管理課	2号個人情報 3号法人情報
68	R2.2.4	①市道437号線に接続する部分の整備に関する、ならびが丘自治会と小金井市の覚書に関して、市とならびが丘の調整経緯を示す起案書又は議会の議事録等	市道437号線に接続する部分の整備に関する、ならびが丘自治会と小金井市の覚書に関して、市とならびが丘の調整経緯を示す起案書又は議会の議事録等	非公開	道路管理課	不存在
		②市道573号と連雀通りとの交通のため、交通誘導員を配置するなど交通安全対策を取った経緯を示す起案書又は議会の議事録。 ・上記②の運用開始時期を示す交通量測定議	交通誘導員の配置について、運用開始時期及び直近3か年を示す交通量測定議録	一部公開	交通対策課	運用開始時期は不存在のため非公開

		議事録 ・その運用のための年間の予算費用	市道573号と連雀通りとの交通のため交通誘導員を配置するなど交通安全対策を取った経緯を示す起案書又は議事録。	一部公開	交通対策課	2号個人情報
69	R2.2.10	①平成8年2月29日、都建設局長と市長が街づくりで交わした協定書とそれに関する資料 ②平成3年12月に土地開発公社が蛇の目跡地取得の契約書等関係書類と、平成4年9月に公社から一般会計で引き取った際の関係書類 ③貫井北町1丁目（または2丁目）の特養の開設に到る経緯の分かるもの ④緑町1丁目の認定子ども園開設に到る経過の分かるもの	貫井北町の特別養護老人ホームの開設に至る経過のわかるもの	公開	介護福祉課	
			緑町1丁目の認定子ども園開設に至る経過の分かるもの	公開	保育課	
			H8.2.29 都建設局長と市長が街づくりで交した協定書とそれに関する資料	公開	都市計画課	
			H4.9月に公社から一般会計で引き取った際の関係書類	公開	都市計画課	
			H3.12月に土地開発公社が蛇の目跡地取得の契約書等関係書類	一部公開	土地開発公社	3号法人情報
70	R2.2.20	学校用プール用消毒薬品購入その1・その2（単価契約）の、令和元年度の各薬品単価の分かるもの	学校プール用消毒薬品購入その1・その2（単価契約）の、令和元年度の各薬品単価の分かるもの	公開	学務課	
71	R2.2.21	中町1丁目405番6外における（仮称）小金井中町マンション新築工事に関する ①竣工図書 ②公共施設の管理者等に関する図面	中町1丁目405番6外における（仮称）小金井中町マンション新築工事に関する ①竣工図書 ②公共施設の管理者等に関する図面	一部公開	まちづくり推進課	2号個人情報
72	R2.3.5	都市計画道路平面図 昭和61年（全面道路が分かる図面、国分寺市本多5丁目2-3（地番368-1）、敷地に計画線がどのように入るか）	都市計画道路平面図 S61年	公開	都市計画課	
73	R2.3.10	武蔵小金井駅北口駅前広場に係るJRと小金井市との管理協定書	JR中央本線武蔵小金井駅北口駅前広場に係る管理協定書	一部公開	道路管理課	3号法人情報
74	R2.3.16	市道135号線及び413号線道路補修工事（工事総括書、種別内訳書、代価明細表、諸経費計算書）	市道135号線及び413号線道路補修工事に関する設計金額算出根拠となる金額入りの工事総括書・種別内訳書・代価明細表・諸経費計算書	公開	道路管理課	
75	R2.3.17	・3市ゴミ減量推進市民会議への小金井市ゴミ減量推進市民会議員の選出に関する起案書のすべて ・3市ゴミ減量推進市民会議設置に関する協定書の写し ・日野市長のいう「3市で徹底的なゴミ減量を進め、循環型社会を形成できる仕組みづくり」についての小金井市の資料	・3市ごみ減量推進市民会議への小金井市ごみ減量推進市民会議員の選出に関する起案書のすべて ・3市ごみ減量推進市民会議設置に関する協定書の写し	一部公開	ごみ対策課	2号個人情報、日野市長発言資料は不存在
76	R2.3.19	令和2年1月実施の生活困窮者学習支援事業委託プロポーザルにおいて選定された事業者の企画提案書	令和2年1月実施の生活困窮者学習支援事業委託プロポーザルにおいて選定された事業者の企画提案書	一部公開	地域福祉課	3号法人情報
77	R2.3.23	・委託したゴミの量のトン数ならびにかかった経費の分かる資料 ・3市ゴミ減量推進市民会議の2020年3月現在の議員の任期中における出欠数と、欠席あった場合の理由 ・小金井市廃棄物減量等推進審議会の選出に関する起案書の全て ・小金井市廃棄物減量等推進審議会の2020年3月現在の全議員氏名ならびに任期中の審議会への出欠数と、欠席あった場合の理由 ・可燃ゴミ処理の全ての委託先の平成4年からの委託処理してもらったゴミの量のトン数ならびにかかった経費の分かる資料 ・市庁舎の年間利用人数の分かる資料	可燃ゴミ処理の支援先全てについて、平成4年からの委託の上処理されたゴミの量のトン数、ならびにかかった経費の分かる資料（施設ならびに環境保全等の名目で別途一時金として支払ったものがあれば、その資料も含む）	一部公開	ごみ対策課	平成4年から平成18年・平成20年の経費資料、別途一時金の資料は不存在
			3市ごみ減量推進市民会議の2020年3月現在の議員の任期中における出欠数と、欠席があった場合のその理由	一部公開	ごみ対策課	欠席理由は不存在
			①小金井市廃棄物減量等推進審議会の選出に関する起案書の全て ②小金井市廃棄物減量等推進審議会の2020年3月現在の全議員の氏名ならびにその任期中における審議会出欠数と欠席あった場合の理由	一部公開	ごみ対策課	欠席理由は不存在
			受託者に委託したゴミの量のトン数ならびにかかった経緯のわかる資料（全ての契約について）	一部公開	ごみ対策課	第3号法人情報、平成27年度以前の委託資料は不存在
			市庁舎の年間利用人数の分かる資料	非公開	管財課	不存在

78	R2.3.24	東小金井北口土地区画整理事業 仮換地指定状況図（全街区）	東小金井北口土地区画整理事業 仮換地指定状況図（全街区）	公開	区画整理課	
79	R2.3.25	東小金井北口土地区画整理事業 仮換地指定状況図（1, 2, 5, 12-1, 14-1, 14-2, 23街区）	東小金井北口土地区画整理事業 仮換地指定状況図（1, 2, 5, 12-1, 14-1, 14-2, 23街区）	公開	区画整理課	
80	R2.3.27	・平成4年から現在までの小金井市役所における職員の任用形態別人数構成が分かる資料 ・それぞれの任用形態における平均給与額のわかる資料	①平成11年度から平成30年度までの職員数の推移について ②平成11年度から平成29年度までの人件費（項目別）の推移について	一部公開	職員課	平成10年以前は不存在

Ⅱ 個人情報保護条例の運用状況

市では、膨大な個人情報を収集、記録、保有及び利用して市民の日常生活に密着した各種の行政施策を進めています。平成元年に個人情報保護条例を施行し、個人情報の適正な取扱いを定めることにより、市民の基本的人権の擁護に努めています。

平成27年度は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）の施行に伴い、特定個人情報の適正な取扱いの確保等に関し、規定の整備をするなど、個人情報保護条例の一部改正を行いました。

1 個人情報の保有等の届出状況

令和元年度の届出件数は、新たな保有が50件となっています。

実施機関	前年度末の保有数	年度内の届出数			年度末の保有数
		開始	廃止	変更	
市長	2,572	45	21	24	2,596
教育委員会	423	5	4	1	424
選挙管理委員会	71	0	0	0	71
監査委員	4	0	0	0	4
農業委員会	29	0	0	0	29
固定資産評価 審査委員会	4	0	0	0	4
議会	21	0	0	0	21
土地開発公社	40	0	0	0	40
合計	3,164	50	25	25	3,189

新たな届出は、新庁舎・(仮称) 新福祉会館建設基本設計業務委託関係業務、プレミアム付商品券事業運營業務、公営企業会計共同運用システム業務、住民基本台帳事務、国勢調査指導員・調査員情報の管理業務、危険ブロック塀等の撤去に係る助成金の交付業務、小金井市東京2020オリンピック競技大会関連ボランティア募集及び運營業務などに関する届出です。

2 保有個人情報（保有特定個人情報を除く。）の目的外利用又は外部提供の状況

業務上の必要から収集した保有個人情報については、収集した目的の範囲を超えて利用又は外部に提供することは原則として禁止されていますが、個人情報保護条例第12条第2項の規定により、①あらかじめ本人の同意があるとき、②法令に特別の定めがあるとき、③緊急やむを得ないと認められるとき、又は出版、報道等により公知性が生じた個人情報であるとき、④審議会の意見を聴いて職務執行上特に

必要があると認めるときは、例外として目的外利用又は外部提供することが認められています。

令和元年度の目的外利用は182件、外部提供は402件となっています。

目的外利用及び外部提供の根拠は、本人の同意のあるもの125件、法令の特別の定めのあるもの407件、緊急やむを得ないと認められるときであるもの1件、審議会の意見を聴いて職務上特に必要があると認められたもの51件となっています。

実施機関	目的外利用	外部提供	計
市長	182	393	575
教育委員会	0	9	9
合計	182	402	584

目的外利用されている保有個人情報の主なもの、市・都民税、固定資産税等の課税関係、国民健康保険の賦課収納診療関係、戸籍関係、福祉関係等のデータとなっています。利用目的の主なものは、福祉関係業務の給付や手当のための所得状況及び資格の確認等の利用となっています。

外部提供されている保有個人情報の主なものは、市・都民税課税、住民基本台帳・戸籍等関係、介護保険関係のデータとなっています。利用目的の主なものは、国税等の調査・照会、国等からの住民基本台帳関係調査、介護保険事業者からの調査となっています。

なお、条例上の目的外利用等とは別に住民基本台帳法の規定による請求に係る住民基本台帳の一部の写しの閲覧については、市民課において公表しています。

3 保有特定個人情報の目的外利用の状況

業務上の必要から収集した保有特定個人情報については、収集した目的の範囲を超えて利用することは原則として禁止されていますが、個人情報保護条例第12条の2第2項の規定により、人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意があり、又は本人の同意を得ることが困難であるとき（ただし、本人又は第三者の権利利益を不当に侵害するおそれがあると認められるときは、この限りでない。）に限定し、目的外利用することが認められています。

令和元年度における保有特定個人情報の目的外利用はありませんでした。

4 自己情報の開示等の請求及び処理状況

市に保有等されている自己に関する情報については、何人も開示・訂正・削除及び目的外利用等の中止を請求する権利が保障されています。

令和元年度の開示等の請求は32件でその内容は14ページにあります。

実施機関	請求 件数	開示	一部 開示	非開示	訂正・削除・中止（一 部訂正・削除を含む。）	訂正・削除・中止せ ず	存否応答拒否
市長	31	24	9	5	0	0	0
教育委員会	1	0	1	0	0	0	0
合計	32	24	10	5	0	0	0

※ 請求書1枚で複数の保有個人情報の開示等の請求ができるため、1件の請求に対して複数の決定が行われる場合があります。

5 審査請求の状況

自己に関する保有個人情報の開示、訂正、削除及び目的外利用等の中止の請求に対する実施機関の決定に不服がある場合は、不服申立て（審査請求）をすることができます。令和元年度はありませんでした。

保有個人情報の開示等請求内容及び処理状況（令和元年度）

No.	請求年月日	請求区分	請求に係る個人情報の記録の内容	対象情報の件名	決定内容	主管課
1	H31.4.5	開示請求	歯科健康相談の記録	歯科健康相談の問診・予診票／相談記録の写し	開示	健康課
2	H31.4.25	開示請求	小金井市長が平成〇年〇月〇日付新宿区長に通知した〇〇〇〇の平成〇〇年度合計所得金額に係る公文書	平成〇〇年〇月〇日に新宿区長へ送付した請求者の平成〇〇年度市民税都民税合計所得金額に係る資料	開示	市民税課
3	R1.5.20	開示請求	住民票の写し等交付申請書の写し、添付書類も含む（第三者請求と職務上請求も含む、〇年〇月〇日発行の住民票に係るものを含む、保存されている全て）	住民票の写し等交付申請書の写し、添付書類も含む、第三者請求と職務上請求も含む、〇年〇月〇日発行の住民票に係る物を含む保存されている全て	一部開示	市民課
4	R1.6.3	開示請求	〇年〇月の行政相談、〇年〇月の行政相談、〇年〇月の法律相談に提出した相談内容の書類と相談員の回答内容がわかるもの	〇年〇月の行政相談、〇年〇月の行政相談、〇年〇月の法律相談に提出した相談内容の書類と相談員の回答内容がわかるもの	開示	広報秘書課
5	R1.6.17	開示請求	〇月〇日以降、印鑑証明書が発行されたか。〇月〇日に本人が発行を受けたものは除く	〇月〇日からの印鑑登録証明書交付申請書（本人申請分は除く）	非開示 （不存在）	市民課
6	R1.8.15	開示請求	課税証明請求書の履歴（過去6カ月）	過去6カ月の課税証明書請求書の履歴	非開示 （不存在）	市民税課
7	R1.9.2	開示請求	印鑑関係申請書の写し	印鑑関係申請書	開示	市民課
8	R1.10.3	開示請求	市長への手紙、令和〇年〇月〇日提出、〇月〇日提出文の收受及び小都交発第75号並びに令和〇年〇月〇日付け整理番号第113号に関する起案等事務処理の経過がわかる文書	市長への手紙令和〇年〇月〇日提出、〇月〇日提出文の收受及び小都交発第75号並びに令和〇年〇月〇日付け整理番号第113号に関する起案等事務処理の経過がわかる文書	開示	広報秘書課
				市長の手紙令和〇年〇月〇日提出、〇月〇日提出文の收受及び小都交発第75号並びに令和〇年〇月〇日付け整理番号第113号に関する起案等事務処理の経過がわかる文書	開示	交通対策課
9	R1.10.9	開示請求	Bullying Report(いじめ報告書)	いじめ事案報告	一部開示	指導室
10	R1.10.17	開示請求	市長への手紙、令和〇年〇月〇日、〇月〇日、〇月〇日提出文の收受及びそれに関する起案等事務処理の経過がわかる文書	市長への手紙、令和〇年〇月〇日、〇月〇日、〇月〇日提出文の收受及びそれに関する起案等事務処理の経過がわかる文書	開示	広報秘書課
				市長への手紙、令和〇年〇月〇日、〇月〇日、〇月〇日提出文の收受及びそれに関する起案等事務処理の経過がわかる文書	非開示 （不存在）	地域安全課
				市長への手紙、令和〇年〇月〇日、〇月〇日、〇月〇日提出文の收受及びそれに関する起案等事務処理の経過がわかる文書	開示	交通対策課
11	R1.10.23	開示請求	故〇〇の〇〇（小金井市〇町〇—〇—〇）に最初に入所した年月日の分かる資料（最初に利用した年月日、〇年〇月〇日以前と思われる）	故〇〇に係る〇〇の利用に係る給付実績	開示	介護福祉課
12	R1.10.25	開示請求	故〇〇の〇〇（小金井市〇町〇—〇—〇）に〇年〇月〇日以降の利用した日付、〇年〇月〇日迄の年月日の分かる資料	故〇〇に係る〇〇の利用に係る給付実績	開示	介護福祉課
13	R1.11.15	開示請求	〇年〇月〇日の法律相談において、相談した内容の回答がわかる文書	〇年〇月〇日の法律相談において、相談した内容の回答がわかる文書	開示	広報秘書課
14	R1.11.27	開示請求	〇年〇月〇日付市長への手紙について、広聴係が收受し、担当課が処理してその後広聴係に報告されるまでの收受や起案の分かる文書すべて	〇年〇月〇日付、市長への手紙について広聴係が收受して担当課が処理してその後広聴係に報告される迄の收受や起案のわかる文書のすべて	開示	広報秘書課
				〇年〇月〇日付、市長への手紙について広聴係が收受して担当課が処理してその後広聴係に報告される迄の收受や起案のわかる文書のすべて	開示	交通対策課
15	R1.12.4	開示請求	・〇年〇月〇日、納税課長が厚生労働省年金局宛で「〇年〇月〇日交付予定の年金を差し押さえる」との要請文書を出し、厚生労働省年金局は〇年〇月〇日に措置に対応したところ、この要請文書の開示。 ・この要請文書に対し、厚生労働省年金局からの回答文書が出ていれば、その開示。	差押調査（副本）	開示	納税課
16	R1.12.9	開示請求	差押調査	差押調査（謄本）	開示	納税課
17	R1.12.23	開示請求	差押調査（原議用）、厚生労働省年金局宛に送付したもの	差押調査・債権差押通知書	開示	納税課
18	R1.12.23	開示請求	故〇〇の印鑑関係申請書の記録。〇年〇月〇日から〇年〇月〇日までのもの。申請書、システム上の履歴	故〇〇の印鑑関係申請書の記録。〇年〇月〇日から〇年〇月〇日までのもの。システム上の履歴	一部開示	市民課
19	R2.1.7	開示請求	故〇〇の〇年から〇年〇月までの介護保険の記録（要介護認定の更新記録、認定理由等。システム上の記録も含む。）	主治医意見書	開示	介護福祉課
20	R2.1.17	開示請求	〇月〇日付の市長への手紙の起案書及び決裁がわかるものすべて	〇月〇日付の市長への手紙の起案書及び決裁がわかるものすべて	開示	広報秘書課
21	R2.1.27	開示請求	〇月〇日から〇月〇日までの住民票の写し等交付申請書、印鑑登録証明書交付申請書、戸籍関係交付請求書の写し	〇月〇日～〇月〇日の午前までの住民票の写し等交付請求書・印鑑関係申請書・戸籍関係交付請求書	一部開示	市民課
22	R2.1.30	開示請求	〇〇（〇年〇月〇日出生）の健康診査に係る該当資料及び健康・育児相談に係る資料一式。生長・成育・育児状況に係る資料一式	赤ちゃん訪問記録・報告票、4か月児健診用経過記録	一部開示	健康課

23	R2. 1. 31	開示請求	○年○月○日に提出した転出届と委任状	○年○月○日に提出した転出届と委任状	一部開示	市民課
24	R2. 2. 10	開示請求	○月○日付市長への手紙に関する広報秘書課受付から交通対策課からの回答までの事務処理の経過がわかるものすべて	○月○日付市長への手紙に関する広報秘書課受付から交通対策課からの回答までの事務処理の経過がわかるものすべて	開示	広報秘書課
				○月○日付市長への手紙に関する広報秘書課受付から交通対策課からの回答までの事務処理の経過がわかるものすべて	開示	交通対策課
25	R2. 2. 10	開示請求	○年○月又は○月頃、生活保護の係の対応について、事実関係の調査回答を要望したことについて、その調査内容についての書面	○年○月又は○月頃、生活保護の係の対応について、事実関係の調査回答を要望したことについて、その調査内容についての書面	開示	広報秘書課
26	R2. 2. 20	開示請求	○月○日付提出の市長への手紙に関する受付から回答までの事務処理の経過がわかるものすべて	○月○日付提出の市長への手紙に関する受付から回答までの事務処理の経過がわかるものすべて	開示	広報秘書課
				○月○日付提出の市長への手紙に関する受付から回答までの事務処理の経過がわかるものすべて	一部開示	交通対策課
27	R2. 2. 25	開示請求	○年○月○日から○年○月○日までの印鑑証明の発行申請書	○年○月○日から○年○月○日までの印鑑証明の発行申請書	非開示 (不存在)	市民課
28	R2. 3. 5	開示請求	○月○日付提出の市長への手紙に関する受付から回答までの事務処理の経過がわかるものすべて	○月○日付提出の市長への手紙に関する受付から回答までの事務処理の経過がわかるものすべて	開示	広報秘書課
				○月○日付提出の市長への手紙に関する受付から回答までの事務処理の経過がわかるものすべて	一部開示	交通対策課
29	R2. 3. 16	開示請求	生活保護ケース記録（○年○月○日から現在までの）	生活保護ケース記録	一部開示	地域福祉課
30	R2. 3. 19	開示請求	○月○日付提出の市長への手紙に関する受付から回答までの事務処理の経過がわかるものすべて	○月○日付提出の市長の手紙に関する受付から回答までの事務処理の経過がわかるものすべて	開示	広報秘書課
31	R2. 3. 24	開示請求	住民票除票の請求書	転出から現在までの除票の取得履歴	一部開示	市民課
32	R2. 3. 30	開示請求	住民票、印鑑証明の発行履歴のわかるもの	住民票、印鑑証明の発行履歴のわかるもの	非開示 (不存在)	市民課

6 民間部門に対する個人情報保護条例の適用

- (1) 情報通信技術（I T）の浸透により、公的・民間分野の双方でI Tを活用した効率的なサービスが提供されるなかで、大量の個人情報が瞬時に広範囲に処理されています。こうした個人情報の取扱いの拡大とともに、I T社会の影の問題として個人情報が不適正な取扱いをされることで、プライバシーの侵害の危険が増大されています。それは企業等の顧客情報の大量流失や個人情報が不正に売買されるなど大きな社会問題となっています。

本市の条例では、個人の権利利益が侵害される危険を防止するため、事業者には個人情報の取扱いのルールを定めており、第5条で事業者の責務、第28条で事業者に対する指導、勧告等に関する規定を定めています。その中で事業者がその責務に違反するおそれがある場合や違反する行為があった場合は、その是正や中止を指導、勧告し、従わないときはその旨を公表することができるように定めています。

- (2) 受託者及び指定管理者の義務

市から個人情報に係る事務処理を受託した者及び指定管理者は、個人情報の保護について、市と同様の義務を負わなければなりません（条例第27条）。

市では、個人情報に係る事務処理を委託しようとするとき、又は公の施設の管理を指定管理者に行わせようとするときは、その内容及び条件について情報公開・個人情報保護審議会の意見を聴いた上で、個人情報保護のための必要な措置（秘密の保持義務、その違反に対する罰則、目的外使用の禁止、受託者及び指定管理者以外への提供の禁止等）を定めて、その履行を義務付けすることにより、個人情報の保護に努めています。

令和元年度は、個人情報の委託処理に関して、情報公開・個人情報保護審議会への諮問は23件ありました。

- (3) 出資法人の義務

市が財政的援助をしている出資団体等のうち一定額以上の財政援助や施設の提供を受けるなど、市と密接な関係をもつ出資団体等については、個人情報の適正な取扱いに関し、実施機関に準じた保護措置を講ずる規定の要請を行い、既に制定されています。

III 情報公開・個人情報保護審査会の運営状況

情報公開請求及び自己に関する保有個人情報の開示等の請求に対する実施機関の決定に対して不服申立てがある場合に当該不服申立て（審査請求）を公平、客観的に審査する第三者救済的機関として、情報公開・個人情報保護審査会が設置されています。

審査請求を受けた実施機関は、当該審査請求について本審査会に諮問をし、その答申を尊重して決定又は裁決をすることが定められています。

令和元年度は、令和元年12月に審査請求のあった2件を諮問しましたが、年度内の開催ができませんでした。

なお、令和2年度に本件審査会を開始する予定としています。

※ 実施機関からの諮問及び弁明書、反論書等は事務局（総務課情報公開係）で受け付けし、審査手続を行っています。

1 審査会答申の状況

令和元年度は、1件の答申を行い、実施機関は答申どおりの決定を行いました。答申の内容は、22ページ以下のとおりです。

2 情報公開・個人情報保護審査会委員

職名	氏名	役職等	備考
委員	中西 又三	中央大学名誉教授	令和元年9月まで
委員	竹之内 一幸	武蔵野大学教授	令和元年10月から
委員	斎藤 一久	東京学芸大学准教授	令和2年3月まで
委員	中川 律	埼玉大学准教授	令和2年3月から
委員	小木 佳苗	弁護士	令和元年9月まで
委員	岩井 婦妃	弁護士	令和元年10月から
委員	栗山れい子	弁護士	
委員	南出 行生	弁護士	

IV 情報公開・個人情報保護審議会の運営状況

情報公開制度及び個人情報保護制度の適正な運営を図るため、地方自治法第138条の4第3項の規定に基づき、市長の附属機関として情報公開・個人情報保護審議会が設置されています。

当審議会では、情報公開及び個人情報保護制度の運営、電子計算組織の運営に関する重要事項や実施機関の諮問に応じて審議して、答申するほか両制度の運用に関して第三者的立場から意見を述べることができます。

令和元年度の審議会は、市長からの諮問事項等についての審議を4回開催しました。

1 情報公開・個人情報保護審議会の開催状況

回	年月日	会議の内容
1	1.5.23	1 報告事項 ○ 個人情報保有等届出状況の報告 (開始の届出15件、廃止の届出1件、変更の届出7件)

2 諮問事項

(1) 個人情報保護条例第12条関係

- 臨時・特別給付金資格確認に係る児童扶養手当受給資格者台帳の目的外利用について

(2) 個人情報保護条例第14条関係

- 統計調査（経済センサス）における携帯型情報端末について

- コンビニ交付システムについて（市民課）

- コンビニ交付システムについて（市民税課）

- プレミアム付商品券管理システムについて

- 基幹系収納管理システムについて

- 地方税共通納税システムについて

- 基幹系障害福祉システムについて

- 特別養護老人ホーム入所待機者数把握システムについて

- 基幹系健康情報システムについて

(3) 個人情報保護条例第15条関係

- コンビニエンスストアにおける証明書交付サービスに関するオンライン接続について（市民課）

- コンビニエンスストアにおける証明書交付サービスに関するオンライン接続について（市民税課）

- 全国消費生活情報ネットワークシステムのオンライン接続について

- 地方税共通納税システムのオンライン接続について

- 統計調査（経済センサス）における携帯型情報端末のオンライン接続について

(4) 個人情報保護条例第27条関係

- 新庁舎・（仮称）新福祉会館建設基本設計業務委託について

- 証明書等自動交付事務委託について（市民課）

- 証明書等自動交付事務委託について（市民税課）

- プレミアム付商品券購入引換券封入封緘^{かん}作業等委託について

- プレミアム付商品券事業事務委託について

- プレミアム付商品券販売事務委託について

- プレミアム付商品券換金事務委託について

- プレミアム付商品券申請書封入封緘作業等委託について（市民税課）

		<ul style="list-style-type: none"> ○ 全国消費生活情報ネットワークシステムのデータ保守管理委託について ○ 地方税共通納税システムのオンライン接続委託について ○ 風しん第5期定期接種に係るクーポン券作成業務委託について
2	1.7.25	<p>1 報告事項</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 個人情報保有等届出状況の報告 (開始の届出7件、廃止の届出1件、変更の届出9件) <p>2 諮問事項</p> <p>(1) 個人情報保護条例第14条関係</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 基幹系住民記録システムについて ○ コンビニ交付システムについて ○ 基幹系印鑑登録システムについて ○ 公営企業会計共同運用システムについて ○ 未婚の児童扶養手当受給者に対する臨時・特別給付金管理システムについて ○ 施設等利用給付システムについて <p>(2) 個人情報保護条例第15条関係</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ コンビニエンスストアにおける証明書交付サービスに関するオンライン接続について ○ 公営企業会計共同運用システムのオンライン接続について <p>(3) 個人情報保護条例第27条関係</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 証明書等自動交付事務委託について ○ 公営企業会計共同運用システムの委託について ○ 小金井市コミュニティバス再編事業支援委託について <p>3 その他</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 小金井市委託事業における書類紛失事案について ○ 平成30年度情報公開条例及び個人情報保護条例の運用状況について
3	1.10.17	<p>1 報告事項</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 個人情報保有等届出状況の報告 (開始の届出8件、廃止の届出3件、変更の届出9件) <p>2 諮問事項</p> <p>(1) 個人情報保護条例第14条関係</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 人事・給与システムについて ○ 小金井市愛育手当受給者台帳について <p>(2) 個人情報保護条例第15条関係</p>

		<ul style="list-style-type: none"> ○ 指定金融機関への公金支払に係る口座振替データ送付について ○ 職員互助会の給付に係る口座振替データ送付について (3) 個人情報保護条例第27条関係 ○ カラー航空写真撮影委託について ○ 病児・病後児保育事業委託について <p>3 その他</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 通知の誤発送による個人情報の一部流出事案について ○ 公立保育園におけるウラ紙使用事案について
4	2.2.13	<p>1 報告事項</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 個人情報保有等届出状況の報告 (開始の届出22件、廃止の届出20件、変更の届出0件) <p>2 諮問事項</p> <p>(1) 個人情報保護条例第11条関係</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 昭和56年以前着工木造住宅建物所有者等名簿の本人以外収集について <p>(2) 個人情報保護条例第12条関係</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 国勢調査員の募集案内の送付に係る小金井市臨時職員雇用申込書兼登録書兼臨時職員名簿の目的外利用について ○ データヘルス事業に係るレセプト点検業務等の目的外利用について ○ 昭和56年以前着工木造住宅建物所有者等名簿に係る基幹系固定資産税システムの目的外利用について <p>(3) 個人情報保護条例第14条関係</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 統計調査支援システムについて ○ マンション管理状況届出システムについて <p>(4) 個人情報保護条例第27条関係</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ カラー航空写真撮影委託について(再審議) ○ データヘルス事業に係る医療費等分析及び保健事業委託について ○ 後期高齢者健康診査業務委託について ○ 特定健康診査及び特定保健指導業務委託について ○ 小金井市重症心身障害者児(者)等在宅レスパイト事業委託について ○ ひとりぐらし等高齢者会食会・交流会実施委託について ○ 小金井市産後ケア事業業務委託について ○ マンション適正管理調査業務委託について

		<p>3 その他</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 住民基本台帳事務（旧氏併記に伴う様式の変更）の確認結果について ○ 高齢者福祉委託事業に係る個人情報の盗用について ○ 胃がん検診結果通知の誤発送による個人情報の流出について
--	--	--

2 情報公開・個人情報保護審議会委員

職名	氏名	役職等	備考
会長	松行 康夫	東洋大学名誉教授	令和元年9月まで
会長	仮野 忠男	政治ジャーナリスト	令和元年10月から会長職
委員	松行 彬子	元嘉悦大学教授	令和元年10月から
委員	朝倉 和子	東京家政学院大学助教	令和2年2月まで
委員	白石 孝	行政経験者	
委員	本多 龍雄	元小金井市部長	
委員	福平 良全	小金井市商工会推薦	令和元年9月まで
委員	立川 明	小金井市商工会推薦	令和元年10月から
委員	多田 岳人	小金井市消費者団体連絡協議会推薦	
委員	樹 一美	小金井市教育委員会推薦	令和元年9月まで
委員	町田 博司	小金井市教育委員会推薦	令和元年10月から
委員	川井 康晴	公募市民	
委員	寺島 麻希	公募市民	
委員	中澤 武久	公募市民	
委員	井口 尚志	公募市民	令和元年10月から

V 情報公開・個人情報保護制度の充実

情報公開及び個人情報保護の両制度が適正に運用されるためには、実際に業務に携わる職員等の両制度についての理解の向上が求められます。

研修を始め、情報公開請求、個人情報の開示等の請求に対する市政情報等の公開、開示等決定に対する指導や事例研究、業務における個人情報の取扱いの相談、情報公開・個人情報保護審議会への出席、説明等を通じて職員の理解を求めました。

なお、令和元年度は管理職・個人情報取扱責任者研修、及び一般職員を対象にした研修並びに新任研修を行いました。



平成31年度答申第1号

平成31年4月16日

審査庁

小金井市長 西岡 真一郎 様

小金井市情報公開・個人情報保護

審査会会長 中西 又三

小金井市情報公開条例第17条第2項の規定に基づく諮問について（答申）

平成30年11月14日付け小総総発第135号による下記の諮問について、別紙のとおり答申します。

記

平成30年度諮問第1号 平成30年6月4日付け小環下発第40号
「小金井市市政情報一部公開決定通知書」及び同月25日付け小環下発第62号「小金井市市政情報一部公開決定通知書」による決定処分に対する審査請求に係る「市政情報一部公開決定処分取消請求事件（平成30年度第6号）」

別紙

平成31年度答申第1号

小金井市市政情報（貫井南町四丁目下水道工事関係）公開請求関係
審査請求に係る諮問に関する答申

主文

- 1 実施機関の判断のうち、次の(1)及び(2)については、実施機関の判断はこれを維持すべきものとする。
 - (1) 実施機関が各文書中印影に関する部分を非公開とした判断
 - (2) 合意文書中、合意者に関する情報を非公開とした判断

- 2 実施機関の判断のうち、次の(1)、(2)については、実施機関の判断はこれを変更し、当該箇所の情報につき公開すべきものとする。
 - (1) 下水道施設自費工事申請書兼承認書中、施工者の欄に記された業者の商号、代表者氏名、現場責任者の氏名（住所を含む）。（ただし現場責任者の電話番号、連絡担当者の氏名及びその電話番号は公開の範囲から除外する。）
 - (2) 下水道施設自費工事申請書兼承認書に添付された計画平面図に記された施工業者の商号

なお、付带的に判断した事項及び要望事項があるので、注意されたい。

上記答申の理由は次の通りである。

【1】 当事者の記載

審査請求人

被審査請求人（諮問者） 実施機関・小金井市長（主管部課 環境部下水道課
工務維持係）

【2】 本件諮問に至る経緯

審査請求人は、小金井市情報公開条例（平成10年条例第10号。以下「条例」という。）第10条により、平成30年5月25日に、「下記 排水ますの設置等の工事の許可又は認可申請及び許可に係る申請書及びこれらに添付されている承諾書、証明書、図面その他の書類一切 記 工事実施期間平成30年4月ごろ、工事実施場所小金井市貫井南町4丁目18番10号～11号」とする市政情報公開請求を行い、これに対し、実施機関は、条例第6条に基づき、平成30年6月4日付け小環下発40号により、市政情報一部公開決定通知書を交付した。一部公開文書（係争文書）及び非公開部分及び非公開理由は、以下に示す通りである。

審査請求人は、同年6月19日に、再度、ほぼ同一の内容の市政情報公開請求を行い、実施機関は、同年6月25日付け小環下発第62号により、市政情報一部公開決定通知書を交付した。その内容は、上記小環下発第40号とほぼ同一である（実施機関は、審査請求人の要望により、公開文書中着色部分のある文書（印影の部分を除く）について審査請求人に閲覧させた）。

これに対し、審査請求人は、条例第17条第1項により、平成30年9月3日に実施機関宛て審査請求書を提出し（添付書類(1)）、その後5回に亘って審査請求書を補正した（添付資料(2)、(3)、(8)、(9)、(12)）。他方、実施機関は、同月27日に弁明書を提出し（添付資料(6)、小環下発第123号）、同年10月1日に弁明書を審査請求人に送付した（添付資料(7)小総総発第115号）。これに対し、審査請求人は同月17日に反論書を提出し（添付資料(10)）、同日証拠書類及び証拠物として1号証から24号証を提出した。実施機関はこの反論書について担当部署の意見を聞いた後（添付資料(11)）、同年11月14日、条例第17条第2項により、当審査会に実施機関においてとるべき判断について諮問した（小総総発第135号）。なお、審査請求人はその後さらに平成30年11月20日、12月18日、平成31年1月29日、同月30日にも審査請求書補正書を提出し、12月18日には第25号証、同21日には第26号証を提出した。

審査会は、平成30年12月19日に第一回会議を、平成31年1月30日に第二回会議を開き実質的審議を開始したことから、同月31日以降の審査請求人による審査請求書補正書はこれを受け取らないことを決定した。しかしながら、審査請求人は、同年2月13日、同月14日、同月19日にも審査請求書補正書を提出し、同月13日には第27号証、28号証及び29号証を提出した。審査会としては、これらをも事実上参考とすることとした。

審査会は、小金井市情報公開・個人情報保護審査会条例第5条第2項により、審査

請求人から、口頭で意見を述べたい旨の申し出があったので、平成31年2月19日、審査請求人より口頭での意見申述を受けた。審査請求人は同月22日及び23日にも審査請求補正書等を提出した。

なお、審査会は、答申に当たり、情報公開の対象となる情報につき、審査請求人及び実施機関以外の者の情報が含まれるため、条例第14条の趣旨に基づき、当該者から公開につき意見を聞くこととした。

審査会は、平成31年2月26日に第三回会議を開き、同月19日に行われた審査請求人からの口頭意見申述の内容に付き審議し、会長から従来から審査請求人が主張し更に口頭意見申述でも主張した内容は主たる論点についてはさしたる内容もないが、付带的に判断を示したほうがよいと思われるものもあると思われたので、それを案として付け加えたい旨の提案がなされ、審査会は、基本的にこれを了承し、表現等につき審議した。

会長から今回でだいたい意見は出尽くしたと思われるので、今日述べられた意見を会長の下において取りまとめ、これを会員に配布して内容、表現について意見を提出してもらいこれを会長の下で調整したい。会議を開き審議すべきものがない場合には、会議は本日で終了としたい旨方針が提案され、会議はこれを了承した。なお、事務担当より市の文書との整合性があるので文書審査にかけることを了承してほしい旨の発言があり、これを了承した。

その後2月27日会長より、第三回会議の結果を踏まえた修正案が提出され、概ね10日を限度として会員より修正意見を提出して欲しい旨の文書連絡を行い、会員からの意見提出は、3月12日に終結した。

その後事務担当において文書審査が行われ3月28日にその結果が取りまとめられ、会長の了承を得て、これを会員に送付した。

しかし、その後会長より、答申文書に付き見落とす点があった旨の連絡があり、会長と事務担当との間で最終的取りまとめ作業が行われた。

【3】 審査請求の対象となっている一部非公開文書及び当該非公開理由

審査請求書によると審査請求の対象となっている一部非公開文書、非公開部分及び当該非公開理由は、次の通りであり、これについて当事者間に争いはない。

1 下水道施設自費工事申請書兼承認書（平成30年4月6日）

（小環下発第40号同年6月4日一部公開）

（小環下発第62号同年6月25日一部公開）

非公開部分 申請者（株式会社飯田産業） 印影（黒丸部分）
施工者 住所、業者名、印影（黒丸部分）、代表者氏名、現場
責任者氏名 電話番号、連絡担当者氏名 電話番号
計画平面図下欄 4 段目

2 私道の通行、掘削等に関する合意書

- (1) 上記合意書（平成29年10月21日・小環下発第40号、同年6月4日一部公開文書中・小環下発第62号6月25日一部公開文書中）。

小金井市貫井南町4丁目423番の2の一部に関する合意書非公開部分
合意者甲（〇〇〇〇）及び乙（〇〇〇〇遺言執行者〇〇〇〇）の各氏名、住所、
印影 株式会社飯田産業の印影（黒丸部分）

- (2) 上記合意書（平成29年11月24日・小環下発第40号同年6月4日一部公開文書中・小環下発第62号6月25日一部公開文書中）。

小金井市貫井南町4丁目423番1の一部に関する合意書非公開部分
合意者甲〇〇〇〇及び乙（〇〇〇〇遺言執行者〇〇〇〇）の各氏名、住所、印影
株式会社飯田産業の印影（黒丸部分）

3 実施機関による各非公開理由

条例第5条第2項（個人情報）及び第3号（法人情報）に該当

【4】 審査請求人の審査請求の趣旨及び理由

- (1) 審査請求の趣旨・上記非公開文書の非公開部分の公開を求める。
(2) 各文書の非公開部分について公開を求める理由（以下審査請求書及び補正書中、
公開を求める理由として意味があると認められるものについてのみ摘記する。）
① 下水道施設自費工事申請書兼承認書

ア 非公開部分のうち、申請者の印影及び施工者の印影について

実施機関は、事業を営む当該法人の印影を公にすると、偽造された又は犯罪
に使用される可能性を否定できず、当該事業者の財産への不法な侵害と競争
上の地位の低下を招くおそれがあるため、公開できない（条例第5条第3号）

とするが、本件印影は、本件文書が適正に作成されものであることを証明するためのものであり、これが公開されても、競争上の地位の侵害、正当な利益の侵害されることについて何らの認定はないのであるから、公開しない理由にはならない（7(4) 20頁）。同様のことは、2 私道の通行、掘削等に関する合意書中の私人印影、会社印影についてもいうことができる。

イ 非公開部分のうち、施工者の住所、業者名、代表者、現場責任者（電話含む）、連絡担当者（電話含む）について

これらの情報は、法人に関する情報または事業を営む個人の当該事業に関する情報であり、公開することによって、当該法人又は当該事業を営む個人の競争上又は事業上の地位その他正当な利益を著しく害するもの（条例第5条第3号）には当たらず（7(5) 21頁以下）、また、建設業の許可を受けた建設業者は、その名称又は商号等を記載した標識を、その店舗及び各工事現場に掲げなければならない（建設業法第40条・建築業法施行規則第25条）のであるから、これらの情報を非公開とする理由はない（7(5) 22頁）。

ウ 計画平面図下欄4段目の非公開部分

この部分の情報はいかなる理由によって非公開とされているか、明示がなく、施工業者名とすれば上記イにより公開されるべきである。

② 私道の通行、掘削等に関する合意書

ア 合意者甲及び乙の氏名、住所

この部分の情報は、個人の情報であるが、条例第5条第2号本文にいう「一般に他人に知られたくないと望むことが正当であると明らかに認められるもの」には該当せず、また、「人の生命、身体、健康、財産又は生活を保護するために、公開することが一般的に必要であると認められるもの」（条例第5条第2号ただし書イ）に該当するので公開されるべきである。

【5】実施機関の弁明の趣旨

(1) 弁明書の趣旨 本件審査請求を棄却する。

(2) 審査請求棄却を求める理由

（以下弁明書中、請求棄却を求める理由として意味があると認められるものについてのみ摘記する。）

① 下水道施設自費工事申請書兼承認書

ア 非公開部分のうち、申請者の印影及び施工者の印影について

当該文書の印影については、提出先が限定されており、押印した者は、不特定多数の者に対して公開されることを了承していない。にもかかわらず、公開した場合、市の事務又は事業の正当な遂行に支障が生じることが明らかであるから、条例第5条第4号アにより非公開とすべきである(17)。印影を含んだ部分を公開すると、当該文書を撮影することも可能であるが、偽造の懸念は払拭できないので公開できない(18)。

イ 非公開部分のうち、施工者の住所、業者名、代表者、現場責任者（電話含む）、連絡担当者（電話含む）について

これらの情報を公開すると、下水道施設自費工事申請者の事業上の利益を害する恐れがあり、条例第5条第3号により非公開とすべきである。利益を著しく害する恐れがある情報は、情報を保有している下水道施設自費工事申請者のものであること及び誰のいかなる競争上の地位又は事業運営上の正当な利益が侵害されることになるのか、何故通常より著しく害されることになるのか具体的に説明した場合、対象となる情報が識別される恐れがあるから、その内容を具体的に記載することはできない(20)。

ウ 計画平面図下欄4段目の非公開部分

当該箇所については、下水道施工自費工事申請者が管理する情報のため、条例第5条第3号に基づき非公開とすべきである(21)。

② 私道の通行、掘削等に関する合意書

ア 合意者甲及び乙の氏名、住所

これらの情報は個人を識別しうるものであるから、条例第5条第2号により非公開とすべきである(13)(14)。

【6】本審査会の判断

(1) 下水道施設自費工事申請書兼承認書に係る非公開部分について

ア 下水道施設自費工事申請書兼承認書に押印された申請者株式会社飯田産業の社印印影（申請者欄の大きな黒丸の部分）及び施工者の社印印影（施工者欄の大きな黒丸の部分）について」

下水道施設自費工事申請書兼承認書に押印された申請者株式会社飯田産業の社印印影（申請者欄の大きな黒丸の部分）及び施工者の社印印影（施工者欄の大

きな黒丸の部分)は、前者については、申請書が申請者によって、正式に作成されたものであることを、後者については、工事が施工者によってなされるものであることを公式に示すものであり、条例第5条第3号にいう法人に関する情報であることはいうまでもない。これらの印影が押印された目的が、上記にあることはいうまでもなく、これを公開しても、公開請求者が条例第4条第2項に規定する市民の責務(市政情報の公開を受けた者は、それによって得た情報を、この条例の目的に即し適正に使用しなければならない。)を遵守して、申請書が申請者によって正式に作成されたものであること、申請書中の施工者が申請者とは別個の業者であることを確認する限りにおいては、申請者、施工者について直ちに「事業運営上の地位その他の正当な利益を著しく害する」おそれが生じるとはいえないが、他面これらの印影がそれぞれの法人の公式文書に用いられるものであることを考えると、上記の市民の責務にかかわらず、結果的に当該印影が流布され、いたずらに他の目的のために用いられる恐れも完全には排除しがたく、この場合には、その印影が、株式会社飯田産業及び施工者の意思に反して用いられ、これによって「事業運営上の地位その他の正当な利益を著しく害する」おそれが生じないとまでいうことはできないので、これらの印影部分を非公開とした実施機関の判断は正当として支持することができる。

なお、合意書に押印された合意者の印影も、基本的には上記と同様に取り扱うことが相当であると考えられ、これを非開示とした実施機関の判断は正当として支持することができる。

イ 施工者の住所、業者名、代表者、現場責任者(電話番号含む)、連絡担当者(電話番号含む)について

本件工事申請書兼承認書の施工者欄には申請者飯田産業とは異なる業者名等が記載されていること、施工者は申請者との間に受注、発注の関係があることは容易に推測されるところである。申請者飯田産業はそのホームページからすると建築工事業者、宅地建物取引業者である(ただし、許可番号、許可を受けた年月日は不明)。建設業者は、建設業法(以下「法」という。)第40条及び法別表1、建設業法施行規則(以下「施工規則」という。)第25条及び施行規則別紙様式第29号により、工事現場には建設業の許可票として、商号又は名称、代表者の氏名、主任技術者の氏名(専任の有無・資格名・資格者証交付番号)、一般建設業又は特別建設業の別、許可を受けた建設業、許可番号、許可年月日を表示することとなっている。本件工事申請書兼承認書には、主任技術者の氏名(専

任の有無・資格名・資格者証交付番号)、一般建設業又は特別建設業の別、許可を受けた建設業、許可番号、許可年月日の記載はない。

本件の場合、工事現場に掲出されたと判断される標識につき、実施機関は、その内容を明確に把握してないが、本件工事が私道の下下水道の配管工事であるから、施工者は土木一式工事を行う土木工事業者(法別表1に関する国土交通省の解釈基準)であり、法第40条、施行規則第25条、施行規則別紙様式第29号によれば、少なくとも工事の現場には、本件土木一式工事を行う建設業者の商号、代表者氏名、主任技術者の氏名は掲示されるべきものであるから(法第40条に違反して現場において標識を設置しない場合には、法第55条第4号に基づき10万円以下の過料に処せられる。)、これらに相当する施工者欄の業者名、代表者名、現場責任者氏名は公開されて然るべきものである(住所を含む)(ただし現場責任者の電話番号、現場連絡担当者及びその電話番号を除く)。なお実施機関から提出された現場の標識記載事項は、建築基準法による、現場標識であるから、本件法第40条等に規定された現場標識ではない。

審査会は、施工者欄の業者に関する情報については、条例第14条(審査請求人及び実施機関以外の情報については、公開に付き意見書を提出する機会を与えることができる。)の趣旨により、当該業者から公開に関し意見書の提出を求めることとした。施工者欄の業者からは、当該情報の全てに付き、非公開を希望するとの意見書が提出されたが(平成31年2月9日)、当該情報の上記法律上の性格から、この意見に応じることは基本的にできない(ただし、現場責任者の電話番号、連絡担当者及びその電話番号を除く。))。

実施機関は、当該情報の公開は、「法人の競争上又は事業運営上の地位その他の正当な利益を著しく害すると認められるもの」に該当する、また非公開の理由を説明すること自体、競争上又は事業運営上の地位その他の正当な利益を著しく害することになると主張するが(弁明書20)、施工者に関する情報が法律上本来現場において公表されるべき情報であることを考えると、このような主張は根拠がない。

ウ 計画平面図下欄4段目の非公開部分

計画平面図は、施工者欄の施工者が作成し、実施機関に提出したものであるから、上記イにより施工者の商号が公開されるべきである以上、計画平面図の右下の四段目の非開示部分に記載されている施工者名は公開することが必要である。

(2) 私道の通行、掘削等に関する合意書

ア 合意者甲及び乙の氏名、住所

平成29年10月21日付けの私道の通行、掘削等に関する合意書（貫井南町4丁目423番の2の一部に関する合意書。以下「合意書A」という。）及び平成29年11月24日付けの私道の通行掘削等に関する合意書（貫井南町4丁目423番の1の一部に関する合意書。以下「合意書B」という。）に記された個人情報を見ると、合意書Aに記載された甲（以下「合意書Aの甲」という。）は、当該私道に所有権を有し同所に居住するものであると思われるが、乙（以下「合意書Aの乙」という。）はかつて同土地に所有権を有していた者の遺言執行者であり、合意書Bに記載された甲（以下「合意書Bの甲」という。）はかつて同土地に所有権を有していた者の相続人代表者、乙（以下「合意書Bの乙」という。）は、かつて同土地に所有権を有していた者の遺言執行者であり、合意書Aの乙と同一人物である。また、合意書A上の甲に関する記述は、その所有形態が伺われる記述となっている。

個人情報（個人が特定される情報）については、条例第5条第2号本文により、「一般に他人に知られたいと望むことが正当であると明らかに認められるものは公開しないことができる」（個人情報の公開についてこの制約が課されていることは審査請求人の11月20日提出の審査請求書補正書の中にのみ記されている）、ただし、この場合であっても「人の生命、身体、健康、財産又は生活を保護するため、公開することが一般に必要であると認められるもの」（条例第5条第2号イ）については、公開することができる。もっともこの情報が、市及び請求者以外のものに係る情報があるときは、当該情報に係る第三者に対して、公開請求に係る市政情報の表示等を通知して、意見書を提出する機会を与えることができるとされ（条例第14条第1項）、さらに当該個人情報を、条例第5条第2号イにより、公開しようとするときは、意見書を提出する機会を与えなければならないとされている（条例第14条第2項本文）。

実施機関は、個人情報であれば非公開とするものであるが、個人情報であれば全て非公開になるものではなく、個人情報を非公開とする場合には上記、条例第5条第2号本文の要件への該当を個々の個人情報毎に判断すべきであり、その判断の方法、理由付けには適切でないものがある。

この基準により、上記各個人情報を見ると、合意書Aの甲は、当該私道に所有権を有し同所に居住するものであると思われる反面、合意書Aの乙及び合意書B

の乙は、かつて当該私道につき所有権を有していた者の遺言執行人、合意書Bの甲は、当該私道につき所有権を有していた者の相続人代表であり、これらの者は現に当該私道に係る土地を所有し、又はこれを現実に利用している者でもないと考えられる。合意書Aの甲の権利関係は、何人も入手できる登記簿上の記録によって明らかになるものであるから、あえてこれを条例上非公開とする必要性はないとも考えられるが、登記簿による情報の入手可能性と市政情報に関する情報公開条例における公開とでは事案を異にし、登記簿上の記録により合意書Aの甲に係る情報の入手が可能性であるからといって、条例上当然当該情報を公開すべきものとはいえず、条例上の公開の可否は、あくまでも条例に定める公開非公開の要件に基づいて決定されるべきものである。

審査請求人は、合意書Aの乙及び合意書Bの乙は司法書士であり、司法書士の氏名は一般に公開されているものであるから、本件の場合にも公開されるべきであるとする（審査請求の原因7）が、仮に合意書A及び合意書Bの乙が司法書士であるとしても、その氏名が名簿に登録され一般に公開されていることと（司法書士法第8条）、乙が特定の者との関連で遺言執行人になっていることとは、おのずから事案を異にし、誰を遺言執行人とするかは、私的な信頼関係の問題であり、乙が特定人の遺言執行人となっていることは、通常公開をする必要がなく、むしろ一般的には公開を望まない事項であると考えられる（参照、司法書士法第24条）。また合意書Bの甲は相続人代表とされているものであり、誰が相続人であるか、また相続人代表者を誰にするかも、私的な問題であり、通常公開をする必要がなく、むしろ一般には公開を望まない事項であると考えられる。合意書Aの甲の法的地位は、上記のように土地登記簿上明らかであるとはいえ、私道の使用に関し、同意を要するものとされた他の者が、その性格上、一般に氏名等の公開を望まないと思われる者に該当することとの権衡からして、合意書Aの甲についても、私道使用の合意書との関係については、自己の氏名を一般に他人に知られたくないと望むことが正当であると明らかに認められるものといつてよいと判断することができる。

そうすると、合意書A及び合意書Bに記された各合意者の情報は、これを公開しないとした実施機関の判断は正当であると認められる。

審査請求人は私道工事の結果雨水が自己の宅地付近に滞留し、または自己の土地に流入することになったとして、合意者の個人情報の公開は、条例第5条第2号イにいう、審査請求人の「財産又は生活を保護するために、公開することが一

般に必要であると認められるもの」に該当すると主張するものであるが（請求原因3）、本件合意書による合意は、工事のための施工業者に対する私道の無償通行、掘削等のための立ち入りの合意及び工事の抽象的合意に過ぎず（ただし、本件工事の場合、合意の相手方は工事発注者である株式会社飯田産業であったと考えられる。）、審査請求人の主張するように仮に本件工事後において雨水の滞留、流入等が発生したとしても、それは施工業者の工事の結果であり、合意書による合意の結果によって直接生じたものではないから、審査請求人の主張は採用することができない。

なお、下水道法上雨水の処理は市町村の基本的任務であると考えられるが（下水道法第2条第1号、第3条）、審査請求人が累次にわたって主張する雨水の滞留、流入等が、本件工事の結果生じたものであるか否かは、本審査会の判断しうる事項ではない

(3) 結論

以上の次第であるので、次の通り答申する。

- 1 実施機関の判断のうち、次の(1)及び(2)については、実施機関の判断はこれを維持すべきものとする。
 - (1) 実施機関が各文書中印影に関する部分を非公開とした判断
 - (2) 合意文書中、合意者に関する情報を非公開とした判断

- 2 実施機関の判断のうち、次の(1)及び(2)については、実施機関の判断はこれを変更し、当該箇所の情報につき公開すべきものとする。
 - (1) 下水道施設自費工事申請書兼承認書中、施工者の欄に記された業者の商号、代表者氏名、現場責任者の氏名（住所を含む）。（ただし現場責任者の電話番号、現場連絡担当者氏名及びその電話番号は公開の範囲から除外する。）
 - (2) 下水道施設自費工事申請書兼承認書に添付された計画平面図に記された施工業者の商号

なお、当審査会は、以下の事項について附帯的に判断する。

- (1) 審査請求人は、申請者、施工者の印影（社印）をマスキングしたことによってマスキングによって隠された文字の開示を求めているが、実施機関は、これについて

は、一般的には要望に応じるべきである。しかし、実施機関が平成30年6月4日に公開した文書中には実施機関が申請者の印影（社印）をマスクングしたことによって隠された文字はなく、これに対し、実施機関が同年6月25日に公開した文書中には実施機関が申請者の印影（社印）をマスクングしたことによって隠された文字があることが認められるが、当該マスクングにより隠された文字は、すでに6月4日に開示された文書により顕然となっているのであるから、実施機関は、6月25日に一部公開通知を行って公開した文書につき、改めてマスクングによって隠された文字の開示決定を行う必要はない。

- (2) 審査請求人は、審査請求書により、公開された文書が編綴されていた文書綴りの表紙、及び編綴されていた文書綴りの目次の公開を求め、実施機関は、これらは公開請求の時点において公開を求められたものではないから、公開する必要はないとするが（弁明書）、このような対応は適切であるとは言えず、審査請求がなされた時点であっても、公開可能な情報は公開するべきである。ただし、目次において公開できない情報がある場合はこの限りでない。また、本件情報公開に関しては目次に関する全ての情報の公開を必要とするものではなく、本件情報が含まれている箇所の始めと終わりを明示できる範囲で目次に関する情報を公開すれば足りると解するべきである。
- (3) 審査請求人は、承認を得た工事の場合には、工事後工事施工者から工事完了届けが提出されているはずであり、工事完了届けも、審査請求人が平成30年6月19日に公開を請求した「工事の許可認可その他の処分に関する書類」の中に含まれるものであり、実施機関が保有していると考えられる工事完了届けは公開されるべきであると主張する（審査請求補充書（追加）平成31年2月19日）。この主張は正当であるので、実施機関が保有していると考えられる工事完了届けは公開されるべきである（下水道施設自費工事申請書兼承認書の申請者記載の下部には「工事完了後2週間以内に工事完了届を提出」することが記載されている）。ただし、工事完了届けが下水道施設自費工事申請書兼承認書に相当する文書である場合には、公開される下水道施設自費工事申請書兼承認書に相当する内容の文書を公開すべきである。
- (4) 審査請求人は、氏名、住所等を文字の連続においてマスクングすることは許されない、住所については、可能な限り知る権利を保障するため、都県、市の名称部分は公開すべきであるとするが、氏名、住所等を文字の連続において一括して

マスキングすることはマスキングの方法として一般的に許容されるところであり、審査請求人の主張は理由がない。また審査請求人は、マスキングされた部分の情報について、マスキングされた情報の属性を明示し、マスキングした職員名を明示し、当該職員がマスキングしたことを証する印が押されていないなければ、情報公開条例が保障する知る権利を侵害すると主張するのであるが、マスキングされた情報の表示の方法について今後検討すべきものがあるとしても、本件においてとられた方法が直ちに審査請求人の知る権利を侵害したものとはいうことはできない。

- (5) 審査請求人は、現在の情報公開に係る閲覧・情報の写しの交付の場所が静謐な状態での閲覧・写し交付の場所として不適當であり、情報公開を求めている者のプライバシーを保護し、知る権利を保障する状態になっていないと主張する。静謐な環境による閲覧・写しの交付が望ましいことは言うまでもなく、実施機関において開示請求者のプライバシーを保護するため、閲覧・写しの交付の場所の改善を図ることが望ましいものではあるが、現在の状態が直ちに閲覧を不当に制限し、情報公開を求める権利を侵害するものとは認められない。
- (6) 審査請求人は、公開請求の対象となった文書中に黒色以外の色がついている場合において、当該文書の写しを交付する場合にはその色についても再現し写しを作成すべきであるとする。これを印影について見ると、本審査会は印影を非公開とする実施機関の判断を正当とするものであるので、文書交付にあたり印影の色の再現を求めるとする審査請求人の主張によることはできない。しかし、文書特に設計図面等に色のついた線、記号等がある場合は、この色のついた線又は記号が特別の意味を持つことが考えられ、その色を再現して写しを作成することにそれなりの意味があると考えられる。しかしながら、色を再現して写しを作るためには、いわゆるカラーコピー機が必要であるところ、実施機関におけるカラーコピー機の台数は多くなく、情報公開担当係には設置されていない。このため、本件情報公開に当たっては、文書に意味があると認められる色のついた線、記号等がある場合には、実施機関は原本に透明のフィルム状の覆いを付して保護措置を講じた上、これを審査請求人に閲覧させ、審査請求人はこれを写真撮影して、当該色のついた文書の映像を保持しているのであるから、当該文書につき、改めて実施機関において当該文書のカラーコピーをとり、審査請求人に交付する必要はないというべきである。なお、職権により調査したところによると、文書に意味があると認められる色のついた線、記号等があるものについて、実施機関は審査請

求人に関連させた時点において、審査請求人の求めに応じて、色のついた線、記号等について口頭で説明したとのことであるので、改めて口頭による説明を文書にして交付する必要はないというべきである。

なお、本審査会は、実施機関が非公開とした部分につき、その決定が適正であるか否かを判断する権限を有するが、公開ないし一部公開された文書に記載された情報の正否を判断する権限、記載された情報の意味について実施機関に公開を指示する権限を有していないことを付記する。

審査請求人は、当審査会の審査の過程において、公開された「下水道施設自費工事申請書兼承認書」に添付された「断面図雨水枡」①～④DP 1. 27m～1. 60m、「断面図移設雨水枡」①DP 1. 47mという数値は、同じく添付された「施工内容」<ます>欄最下欄の「本管土かむり」の数値であると考えられるところ、同図に記されたDPの線は下水管の中心部から始まっている。しかし、東京都下水道局の「下水道台帳の説明」中「下水管の埋設状況」の図によると、「土かむり」は地表面に近い下水管表面の上端から地表までの長さとなっており、上記添付断面図のDP線は、都下水道局の「下水管の埋設状況」の図の「土かむり」の線とその始点を異にしているが、その理由は何か、「断面図雨水枡」及び「断面図移設雨水枡」中のDPの線の始点は変更されるべきか、という疑問をもっている（審査請求書補正書（追加）31年2月13日）ので、付記する。

本審査会は、実施機関に対し、次の事項を要望する。
条例に基づき市政情報を非公開とする場合には、非公開とする事項ごとに非公開とする根拠及び理由を具体的に明示することが望ましい。

以上